

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、トラックの運転業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、トラックの荷台の梯子から降りる際に転落し、右足を負傷し、同日、C医療機関を受診し、「右下腿骨骨折」と診断され、同日、D医療機関に転医し、「右脛骨遠位端骨折」と診断された。その後、療養の結果、○年○月○日に治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が、治癒後障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付の額を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が障害等級第10級を超えるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の事実の認定

(1) 請求人は、請求人の右足関節の可動域を「底屈5°」と修正記載したE医師の○年○月○日付け診断書（以下「修正診断書」という。）を提出し、右足関節の可動域は極めて限定されており、障害等級第8級7号と認定されるべきであると主張していることから、以下検討する。

(2) 請求人の右足関節の可動域を変更した医学的根拠について、E医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「○年○月○日受診時の右足関節自動運動の測定値に変更したため。」と述べている。

ところで、障害等級の認定に当たっては、厚生労働省労働基準局長が障害等級認定基準（以下「認定基準」という。）を策定しており、障害等級の認定における関節可動域の測定については、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会により決定された測定法に準拠し、原則として、他動運動による測定値によることとされていることから、自動運動による測定値である修正診断書は採用することができない。

(3) ○年○月○日に実施された監督署における請求人の右足関節可動域測定においては、同関節は健側可動域の2分の1以下に制限されているものの、同関節に硬直は認められなかった。

また、E医師は、前記○年○月○日付け意見書において、「歩行可能であり、強直とは判断し難い。」と述べている。

したがって、当審査会としても、請求人の右足関節の機能障害は、決定書理由(略)に説示するとおり、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当し、障害等級第10級の10に該当すると判断する。

(4) 請求人の右足の疼痛について、E 医師は、○年○月○日付け診断書において、「障害の状態の詳細：疼痛、足部しびれ残存している。」と述べている。当審査会としても、請求人の右足の疼痛等は、決定書理由(略)に説示するとおり、「局部に神経症状を残すもの」(第14級の9)に該当すると認めるものの、同決定書理由に説示するとおり、当該神経症状は関節の機能障害と通常派生する関係にあると判断されることから、いずれか上位の等級により認定するものとなり、結局、請求人の右足に係る障害等級は第10級となるものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないことから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。